

鈴鹿・亀山圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組

平成 3 0 年 4 月 2 5 日

鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会

（ 鈴鹿市、亀山市、気象庁津地方气象台、国土交通省
三重県鈴鹿地域防災総合事務所、三重県鈴鹿建設事務所 ）

目 次

1 . はじめに	1
2 . 協議会の構成.....	2
3 . 目的.....	3
4 . 概ね5年間で実施する取組.....	4
5 . フォローアップ.....	7

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。

また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

これらのことから、鈴鹿・亀山圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う鈴鹿市、亀山市、国土交通省、気象庁津地方気象台、三重県が「鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、鈴鹿・亀山圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水、施設被害軽減に関する取組等、大規模な氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「鈴鹿・亀山圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」（以下「取組」という。）をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

2 . 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
鈴鹿市	市 長
亀山市	市 長
気象庁津地方気象台	台 長
国土交通省	所 長
三重県 鈴鹿地域防災総合事務所	所 長
鈴鹿建設事務所	所 長

3 . 目 的

協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとすることを目的とします。

目的達成のための取組項目

今後概ね 5 年間で以下の項目に取り組みます。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 的確な水防活動のための取組
- 3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる情報を市に提供します。 ・水位周知河川の沿川市と河川管理者においてホットラインの運用を行います。	堀切川 中ノ川 椋川	毎年、継続して実施 平成29年6月からホットライン運用開始	三重県 鈴鹿市 亀山市
2	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・水位周知河川の沿川等で対象となる市と調整し、水害対応タイムラインを作成します。	堀切川 中ノ川 椋川	平成31年出水期前までに水害対応タイムラインを作成	三重県 鈴鹿市 亀山市
3	【水害危険性の周知促進】 ・水害危険性の確認（浸水状況等の確認等）	堀切川 中ノ川 椋川	毎年、継続して実施	三重県
4	【隣接市による避難場所の設定】 ・各市において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市内の避難場所では収容できない場合などにおいては、隣接市等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施します。	全ての地区	毎年、継続して実施	三重県 鈴鹿市 亀山市
5	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。	堀切川 中ノ川 椋川	毎年、継続して実施	三重県 鈴鹿市 亀山市

6	<p>【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、市に提供し、説明を行います。 	堀切川 中ノ川 椋川	平成 32 年度末までに実施 平成 31 年度末までに実施	三重県
7	<p>【水害ハザードマップの改良、周知、活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップを作成し、住民に提供します。 	椋川 堀切川 中ノ川	平成 32 年度末までに実施 実施済	亀山市 鈴鹿市
8	<p>【浸水実績等の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水検討や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援します。 	堀切川 中ノ川 椋川	随時	三重県
9	<p>【防災教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等) 	全ての小中学生等	毎年、継続して実施	三重県 鈴鹿市(防災ノート配布を除く) 亀山市(防災ノート配布を除く)
10	<p>【住民防災意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。 	全ての地区	毎年、継続して実施	三重県 鈴鹿市 亀山市
11	<p>【水位、雨量情報の更なる周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量・水位情報を提供していることについて周知します。 	堀切川 中ノ川 椋川	毎年、継続して実施	三重県 鈴鹿市 亀山市
12	<p>【危機管理型水位計、量水標の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。 	対象全河川	平成 32 年度末までに実施	三重県
13	<p>【防災気象情報の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨(浸水害)洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 	三重県内	平成 29 年 7 月から実施	津地方气象台

2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
14	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。	堀切川ほか9河川 堀切川他	毎年、継続して実施 平成30年度から継続して実施	三重県 三重県 鈴鹿市 亀山市 三重河川国道
15	【水防に関する広報の充実】 ・水防団員の募集、自主防災意識、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施します。	全ての地区	毎年、継続して実施	鈴鹿市 亀山市
16	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。	各会場	毎年、継続して実施	三重県 鈴鹿市 亀山市
17	【水門開閉訓練の実施】 ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。	堀切川 釜屋川 ほか3河川	平成30年度から継続して実施	三重県 鈴鹿市

3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
18	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)】 ・計画的な河川改修を実施します。	堀切川 芥川 椋川	毎年、継続して実施	三重県
19	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県

4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
20	<p>【想定される土砂災害リスクの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査を完了し、結果を公表します。 ・早期に土砂災害（特別）警戒区域を指定します。 ・地域防災計画に土砂災害（特別）警戒区域の事項を掲載します。 ・土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。 ・「ハザードマップ・ポータルサイト」の情報を更新します。 	<p>圏域内の土砂災害の恐れがある箇所</p>	<p>平成30年度末まで</p> <p>平成30年度末まで</p> <p>区域指定後</p> <p>区域指定後</p> <p>区域指定後</p>	<p>三重県</p> <p>三重県</p> <p>三重県</p> <p>鈴鹿市（作成済） 亀山市</p> <p>鈴鹿市（更新済） 亀山市 三重河川国道</p>
21	<p>【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を配信します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実に行います。 ・安全な避難場所を確保する。 	<p>圏域内の土砂災害の恐れがある箇所</p>	<p>毎年、継続して実施</p>	<p>三重県 津地方気象台</p> <p>鈴鹿市 亀山市 鈴鹿市 亀山市</p>
22	<p>【早めの避難につなげる取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 	<p>市担当者</p> <p>圏域内の土砂災害の恐れがある箇所</p>	<p>毎年、継続して実施</p> <p>毎年、継続して実施</p>	<p>三重県 津地方気象台</p> <p>鈴鹿市 亀山市</p>

5. フォローアップ

毎年、出水期前に取組の進捗状況を確認します。
必要に応じて取組の見直しを行います。